新潟県
　新潟市　十日町市　糸魚川市　上越市　魚沼市
　中魚沼郡津南町
富山県
　富山市　砺波市　小矢部市　南砺市
福井県
　丹生郡越前町
山梨県
　南巨摩郡富士川町
長野県
　飯田市
　上伊那郡中川村
　下伊那郡阿智村　下條村　泰阜村
　下水内郡栄村
岐阜県
　高山市　瑞浪市　本巣市
静岡県
　静岡市　浜松市　藤枝市
三重県
　津市　名張市　亀山市　いなべ市　伊賀市
　三重郡菰野町
滋賀県
　多気郡多気町
京都府
　京都市　亀岡市　木津川市
　相楽郡和束町
大阪府
　貝塚市　茨木市　河内長野市
　豊能郡豊能町
兵庫県
　南あわじ市　淡路市
　神崎郡福崎町
奈良県
　奈良市　五條市　宇陀市
　山辺郡山添村
　宇陀郡御杖村
　吉野郡吉野町
和歌山県
　橋本市　御坊市　田辺市　紀の川市　岩出市
　伊都郡かつらぎ町
　有田郡広川町
　日高郡高印南町　みなべ町　日高川町
鳥取県
　鳥取市　米子市
　八頭郡智頭町
島根県
　仁多郡奥出雲町
　飯石郡飯南町
　邑智郡美郷町　邑南町
岡山県
　岡山市　津山市　高梁市　備前市　真庭市　美作市
　和気郡和気町
　勝田郡勝央町
　久米郡久米南町　美咲町
　加賀郡吉備中央町
広島県
　呉市　三次市　庄原市　東広島市
　山県郡北広島町
山口県
　下関市　宇部市　光市　美祢市　周南市
　熊毛郡田布施町
　佐波郡玖珂町
徳島県
　名東郡佐那河内村
　海部郡美波町
愛媛県
　今治市　西条市　伊予市
高知県
　高知市　四万十市
　安芸郡芸西村
　高岡郡檮原町
　幡多郡大月町
福岡県
　福岡市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　筑紫野市　嘉麻市　朝倉市
　嘉穂郡桂川町
　朝倉郡東峰村
　三潴郡大木町
　京都郡みやこ町
　築上郡上毛町　築上町
佐賀県
　佐賀市　唐津市　多久市　武雄市　鹿島市　小城市　神埼市
　三養基郡基山町
　西松浦郡有田町
　藤津郡太良町
長崎県
　諫早市　大村市　平戸市　壱岐市　雲仙市　南島原市
　東彼杵郡東彼杵町　波佐見町
熊本県
　玉名郡玉名市　阿蘇市　天草市
　和水町
　阿蘇郡南小国町　西原村　南阿蘇村
　上益城郡山都町
　葦北郡芦北町
　球磨郡多良木町　水上村　球磨村
　天草郡苓北町
大分県
　大分市　中津市　日田市　臼杵市　杵築市　宇佐市　由布市
　速見郡日出町
　玖珠郡玖珠町
宮崎県
　宮崎市※　日南市　小林市　日向市　串間市
　東臼杵郡諸塚村　美郷町
　西臼杵郡高千穂町　五ヶ瀬町
鹿児島県
　枕崎市　阿久根市　日置市　霧島市　いちき串木野市　奄美市　南九州市
　薩摩郡さつま町
　熊毛郡中種子町　南種子町
　大島郡大和村　徳之島町　天城町　伊仙町
　島尻郡伊平屋村
沖縄県

備考
1　この告示に掲げる市町村は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
2　※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となる市町村である。この場合、当該市町村における農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の二第一項及び第二項の特例の適用を受ける区域は、旧宮崎郡清武町の区域に限る。